**医療的ケアが必要なお子様の入園について（重要事項説明書）**

参考様式

※入園相談時用

※保護者→伊万里市

（保護者も写しを保管してください。）

伊万里市における医療的ケアが必要なお子様の保育施設への入園は、次のように実施しています。

下記事項をご確認のうえ、伊万里市医療的ケア児入園検討会への申請を行ってください。

**１　基本的な考え方**

□病気のため医療的ケアが必要であるが、日常生活を送ることが可能であり（疾病が慢性的な状況であり、急性期で医療行為が必要な場合を除く）、主治医及び「伊万里市医療的ケア児入園検討会」において集団生活が可能と判断された場合には、入園することができます。

　**※就労等の入園基準を満たしていることが前提です。**

□乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育施設では、午睡や食事、集団での遊びなど濃厚な接触の機会があります。また、専用の清潔なルームでの対応でなく集団の中での保育となるため一般的に感染症を防ぐのは難しい環境であること、事故などのリスクがゼロでないことも主治医と家族の皆様にご理解いただけるようお願いいたします。

※ガイドライン…「伊万里市保育施設における医療的ケア児受入れに関するガイドライン」

**２　入園時期および入園可能な条件**（ガイドライン第１の２～４関係）

お子様を安全にお預かりし、適切な保育環境を整えるために以下の条件を満たした方を対象とさせていただきます。なお、医療的ケアが実施できる体制（施設面の整備・担当看護師の確保・保護者側の準備等）が整うまで、待機していただく場合があります。

□医療的ケアが開始され半年以上経過している（病状の安定と医療的ケアが定着し、本人の受入れが良好なこと）。

□特定の医療的ケアが必要であるが、医療的ケアを必要とする疾病以外には健康状況に問題がない。

□主治医から保育園での集団生活は、可能であると診断されている。

□主治医が、医療的ケア実施時のトラブル・医療器具の破損や故障・身体からの離脱等の事故等があった場合でも、病院への救急搬送までに体調の急変等が起こらないことや生命に危険が及ぶことがないと判断している。

□保護者がいない状況で、本人自身がその医療的ケアを理解し協力できる（両親以外の者が対応しても拒否がないこと）。

□日常生活は、その年齢に応じた自立をしており、発達の遅れ等により医療的ケアを妨げることがない。

□保育者が判断できる程度に自分の体調や気持ちなどを伝えられる（原則として３歳児クラス以上の幼児クラスから）。

□常に看護師や保育者がついていなくても日常生活ができる。

**３　保育園・保育時間について**（ガイドライン第１の５関係）

□看護師等が２人体制でお子様の医療的ケアを実施します。

□保育時間は、通常保育時間の８：３０～１７：３０までの間の最大７時間ですが、入園してしばらくの間は、午前中のみの利用など、子どもに負担のない時間での利用をお願いします。

□時間外・土曜日・休日保育は利用できません。

□保護者の方の仕事が休みのときは、原則として家庭保育をお願いします。

□医療機関に依頼する主治医面談の経費及び必要書類の文書料は、保護者負担となります。

以上のことについて確認し、了解しました。

伊万里市長　様

年　　月　　日

児童名

保護者名

**＜伊万里市医療的ケア児入園検討会への申請について＞**

（ガイドライン第２関係）

下記期日までに、下記書類をそろえて、伊万里市子育て支援課保育係へ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **申込期限** | **年　　　月　　　日** |
| 提出書類 | ＜保護者記入書類＞・伊万里市医療的ケア児入園検討会申請書（様式１）・医療的ケアに係る調査票（様式２）・日常生活の状況に係る調査票（様式３）・自宅での一日の様子や医療的ケアの実施状況に係る調査票（様式４）・保育施設利用申込みに係る承諾書（様式５）＜主治医記入書類＞・医療的ケアに関する主治医意見書（様式６）・保育施設における活動のめやす（様式７）・医療的ケア指示書（様式８） |

入園希望日・・・・　　　　年　　月　　日